文教厚生委員会 行政視察報告書

平成28年11月17日

狭山市議会議長 町 田 昌 弘 様

> 文教厚生委員会 委員長 綿 貫 伸 子

当委員会は、下記のとおり、神奈川県横浜市及び静岡県静岡市を視察して参りましたので、その概要について報告いたします。

記

- ●日 程 平成28年10月26日(水)・27日(木)
- ●視察事項 1. 神奈川県横浜市:保育コンシェルジュについて :横浜型小中一貫教育について
 - 2. 静岡県静岡市:里親制度・里親家庭支援センターについて
- ●参加者 綿 貫 伸 子 金 子 広 和 内 藤 光 雄 千 葉 良 秋 矢 馳 一 郎 大 沢 えみ子 新 良 守 克
- ●随 行 田 中 智 子

【神奈川県 横浜市】

「市政施行」1889年4月1日

[人口] 3,726,365人(平成28年4月1日現在)

[世帯数] 1,652,211世帯(平成28年4月1日現在)

「面 積] 435. 23km²

[概 況] 横浜市は、神奈川県の東端に位置し、東は東京湾、北は大和市・藤沢市、南は鎌倉市・横須賀市に接しており、横浜市の中心部から東京都心部までは約30キロメートル。 1859年の開港以来、国際貿易港・西洋文明の窓口として発展し続け、平成21年には開港150周年・市政120周年を迎えた国際都市である。みなとみらい21地区では、都市機能の集積が進み、関内・伊勢佐木町地区と横浜駅周辺地区が一体となった都心部を形成。横浜ランドマークタワーなど業務・商業系機能のほか、国際機関も多数立地している。現在、人口は370万人を超え、政令指定都市で日本最大の基礎自治体であり、首都圏の中核市としての役割を担っている。

【視察項目】 保育コンシェルジュについて

〈待機児童解消に向けた取り組み〉

《視察日時》 平成28年10月26日(水)10:15~11:50

《視察場所》 横浜市役所 議会棟大会議室

《担 当》こども青少年局子育て支援部 保育対策課

《視察内容》

市の非常勤嘱託員である保育・教育コンシェルジュとは、保育サービス等に関する専門相談員。保育サービス等を希望する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、認定こども園や横浜保育室、一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービス等について情報提供を行って等を適切に結びつけることを目的とし、各区のこども家庭支援課に配置している。



1. 具体的な業務内容

I.保育サービス等に関する相談・情報提供業務

区役所窓口や出張先において、保育サービス等を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズや状況に合った保育サービス等の情報提供を行う。

Ⅱ.利用調整の結果、保留となった方に対するアフターフォロー業務

保護者の方に、保育状況や意向の確認を行い、ニーズに合った保育サービス等の情報提供を行う。

Ⅲ.保育サービス等の情報収集業務

区内を中心とした保育サービス等の提供施設と連携を図るため、入所状況、サービス利用状況等の情報収集を行う。さらに、収集した情報をデータ整理し、相談・案内時に情報提供できるツールとしてまとめている。

IV.利用者支援事業に伴う地域子育て支援拠点との連携業務

地域子育て支援拠点における横浜子育てパートナーと、相談内容・対応状況を確認するなどして情報共有を行う。



2. 各区の配置状況

平成23年2月にモデル事業として鶴見区、泉区、瀬谷区の3区に1名ずつ配置し、その後、平成23年6月に残り15区に1名ずつ配置し、全区配置とした。平成23年10月には、保留児童数が多い港北区、鶴見区、神奈川区の3区には各1名増員し、2名体制とした。さらに、平成25年10月から多くの保留児童が見込まれる6区に1名を増配置、平成28年10月から6区に1名を増配置した。今後は、18区33名(3区:3名、9区:2名、6区:1名)の体制で、保護者に寄り添った、きめ細かいサービスに取り組んでいる。

3. どんな人がコンシェルジュになるのか

保育・教育コンシェルジュは市の非常勤嘱託員である。

保育に関心があり、子育て中の方を応援したいという意欲ある人を各区で公募し、作文

や面接等で選考し、保育士等の資格は特に求めていない。

保育サービス等に関する基本的な知識や接遇対応などについては局で、窓口での個別的な対応方法については各区で研修を行っている。

4. 各区保育・教育コンシェルジュの勤務日時

週 30 時間勤務となっている。勤務パターンは 2 つあり、1 つは 9 時~16 時・週 5 日 勤務、もう 1 つは 8 時 45 分~17 時 15 分・週 4 日勤務。各区の状況に合わせ、区ごとに勤務パターンを選択できる。

5. 研修内容

対象人数によるが、1日程度、こども青少年局で研修を行っている。その他各区の個別的な内容については各区こども家庭支援課で研修している。

6. 保育所待機児童対策

- ●保育所や多様な保育サービスなどの受け皿を拡充しているが、「質」を伴う「量」の拡 充が必要である。
- ●全国で待機児童対策が本格化する中で、平成 29 年度末には、保育の担い手である保育 士が全国で計 90.000 人不足する見込みである。

≪保育士確保に向けた取組≫

- ① 「潜在保育士の復職支援」、「県外及び県内の新卒保育士の就職支援」等を実施し、 即戦力の確保に取り組んでいる。
- ②「保育所での高校生インターンシップ」を実施、将来の保育士候補を支援している。
- ③ 「保育士の宿舎借上げ支援」や、都市部における保育所運営費の加算など、保育士の処遇改善につながる助成制度を国に要望し、現在実現している。

【主な質疑応答】

- Q. 保育・教育コンシェルジュの応募状況は。
- A. 独身・既婚者・男性・女性と様々な人がおり、制約は付けていない。
- Q. 待機児童対策としての施設の空き状況や虐待等、情報の共有はどのように行われているのか。

A.コンシェルジュは、担当の区にある施設に何度も足を運び、常に最新の状態をチェックするよう動き、情報の共有化に努めている。また、虐待等の疑いがあると感じられる場合は、間違っていても構わないので、いち早く専門職に状況をつなげられるよう、情報の共有化に努めている。

- Q. 保育・教育コンシェルジュと民生・児童委員との連携は。
- A. 直接のやり取りは通常はない。
- Q. 待機児童対策の一つとして、認定こども園を増やす考えは。
- A. 横浜市では幼稚園からの認定こども園化を進めており、現在は保育園からの認定こども園化について検討中である。
- Q. 児童数が減ってきている中で、保育所への申込み数は増えてきているが、施設についてどう考えているのか。
- A. 保育・教育コンシェルジュによる保護者対応による意見や、保護者からのニーズ調査を行い、確保方策を進めている。できるだけ既存の施設を活用することを考えており、やみくもに施設の増設は行わない。



【視察項目】 横浜型小中一貫教育について

《視察日時》 平成28年10月26日(水)13:20~15:00

《視察場所》 横浜市役所 議会棟大会議室

《担 当》 横浜市教育委員会事務局 指導部指導主事室

《視察内容》

1.「横浜型小中一貫教育」とは

敷地や校舎を共有するなどの物理的な条件に関係なく、小中学校の教職員が情報交換や 連携を行い、義務教育 9 年間の連続性を図った小中一貫カリキュラムに基づく教育活動を 推進すること。

2.「横浜型小中一貫教育」のねらい

〇「横浜教育ビジョン」で示した"横浜の子ども"の実現を目指し、小中学校の教職員の人的交流を促進して、学力観・指導観・評価観の共有を図り、授業改善の促進と学力向上を目指す。

- ○義務教育9年間を円滑に接続させることで、小中学校間のいわゆる中1ギャップから 生じる不登校問題等の今日的な児童生徒指導上の課題の解決を目指す。
- 3. 「横浜型小中一貫教育」の導入・推進・充実
 - ●導入期 ~23 年度
 - ・全小中学校に「小中一貫推進ブロック」を設置し、横浜型小中一貫教育の取組をスタートした
 - ・小中一貫校(霧が丘小中学校・西金沢小中学校)を開校した
 - ●推進期 24 年度~26 年度

《小中一貫教育推進ブロックの取組と成果》

- ○取組
- ・小中一貫カリキュラムの実施
- ・小中合同授業研究会の実施
- ・専任教諭を中心とした小・中学校教職員連携による児童生徒指導上の課題解決の取組
- ・ブロックの特性に応じた児童生徒交流や地域連携の取組
- ・小中一貫教育 P R チラシ作成・発信(保護者・地域等)

• • • **等**

○成果

- いわゆる中1ギャップの軽減
- ・小・中学校教職員の相互理解の深まりや意識向上
- ●充実期 平成27年度~

《小中一貫教育推進ブロックの取組》

- *平成 28 年度は 140 ブロック(うち 1 ブロックは西金沢小中学校)
- *霧が丘小中学校は、平成 28 年 4 月に「横浜市立義務教育学校 霧が丘学園」に移行 (先行して小中一貫校から義務教育学校へ移行)
- ○ブロックの「9年間で育てる子ども像」に向けて
- ・小中一貫カリキュラムの運営・改善の取組
- ・小中合同授業研究会の質の向上に向けた取組
- 乗り入れ授業、合同授業、授業見学等の授業交流の取組
- ・小・中学校教職員の情報交換、情報共有の取組
- ・ブロック合同研修の取組
- ・9年間のスパンで考える特別支援教育の取組

- ・ブロックとしての地域連携促進の取組
- ・幼児期の教育との円滑な接続を大切にする取組

等

【主な質疑応答】

- Q.小中一貫カリキュラムには特色があるとことだが、詳細は。
- A.教科書がない授業において、各学校により特色を出している。

(例)

- ①中学校の授業を早めて小学校で行っている
- ② 縦割り活動を1年生から9年生まで対象に実施している
- ③ 中学の部活動は3年生が引退した時点で、小学6年生を体験入部
- ④ 英語教育を小学校1年生から実施

· · · 等

- Q.学期途中からの転入児童生徒への対応は。
- A.授業の進み具合を比較し個別にケアをして対応している。
- Q.小中一貫校のあるブロックとそうでないブロックの保護者等の意見は。

A.小中一貫校とそうでない学校での、学力差等は大きく出ていないので、140 ブロックからは意見や要望はほとんどない。

Q.小中一貫校の校長先生は一人とのことだか、どのような人物が選定されるのか。

A.教育関係と行政関係の両面に対して熟知している人物を選定し配置している。



【静岡県 静岡市】

[発足] 2003年4月1日:旧静岡市+旧清水市(市政施行:1889年4月1日)

[人口] 712, 184人(平成28年4月1日現在)

[世帯数]309,168世帯(平成28年4月1日現在)

[面 積] 1,411.90km²

[概 況] 静岡市は、県の中央部に位置し、森林が市域の8割弱を占め、北は南アルプスから南は日本最深の駿河湾に至るまで、多彩で豊かな自然環境に恵まれている。2005年に政令指定都市となったのち、06年に蒲原町、08年に由比町を編入合併し、現在は人口70万を超える。東西交通の要所にあり、歴史遺産・文化遺産にも恵まれ、戦国時代は今川義元の城下町として、江戸時代は大御所時代の徳川家康の城下町として、独自の文化や産業を育み、日本の中枢都市として発展してきた。「美保の松原」は2013年に「富士山の世界文化遺産登録の構成資産」に登録され、徳川家康公を祀っている「久能山東照宮」は国宝に指定されている。全国一の茶の集積地である一方、世界的に知られた模型メーカーが多く進出しており、国内で最もプラモデル出荷額が多い「世界の模型の町」として魅力を発信している。

【視察項目】 里親制度・静岡市里親家庭支援センターについて

〈児童虐待防止対策・里親支援制度〉

《視察日時》 平成28年10月27日(木)10:00~11:30

《視察場所》 静岡市児童相談所 多目的室

《担 当》 静岡市児童相談所・静岡市里親支援センター

《視察内容》

1. 里親家庭支援センターの活動

里親家庭支援センターでは、市から里親支援業務全般を平成23年4月より委託されたことを契機に、①啓発、②研修、③相談・支援を3本柱に掲げ活動をしている。里親の数を増やすことは当然であるが、里親に委託される子どもは、様々な形での育てづらさが現れることが多く、里親認定に係る丁寧な説明と適合したマッチングに配慮した調整や養育技術の向上のための研修が欠かせないうえ、里親が抱える養育上の不安や悩みを気軽に相談できる体制や里親を孤立させないための里親同士の相互交流など、きめ細かな里親交流の仕組が求められる。これら3本柱の事業は、どれかを行えばよいというものではなく、3本柱の事業をセットとして行うことが重要であり、そのためには、一つの

支援機関がこれら業務を一貫して担当することが望ましいと考えられる中、市からの全面委託により里親家庭支援センターでは現在実現することができている。

2. 里親稼働状況

平成27年4月1日現在

- ・養育里親 74 世帯 ・養子縁組里親 6 世帯 ・親族里親 2 世帯 登録里親数合計 82 世帯
- ・里親委託児童数 60 人 ・乳児院 8 人 ・児童養護施設 69 人 合計 137 人 (里親等委託率 43.8%)

3. 里親委託率アップの理由

- I.児童相談所の里親支援の取組
 - ・ 里親委託の積極的な推進
 - ・市の社会的養護施設の配置状況
 - ・児童相談所創設時による特性

Ⅱ.里親会の取組

- ・ 高い組織力
- ・役員の特性
- ・活動の積極的な推進
- ・会員の結束力



Ⅲ. 里親家庭支援センターの取組

- ・里親候補のリクルート、研修、評価、委託前交流、委託後支援まで含めた里親支援業 務の包括的かつ継続的な実施
 - ・児童相談所職員(非常勤)からの転職

IV.三者の緊密な連携

- ・児童相談所内に里親家庭支援センターがある
- 児童相談所職員の転職
- 里親会が母体となってNPO法人を設立。

V.里親不調の少なさ

・不調となる割合は、全国平均が約24%のところ、静岡市は約14.5%

4. 里親養育の課題

- ・里親は、子どもを養育途中で預かることになるため、里親特有の養育問題が生ずることで、養育上の様々な不安や悩みを抱えることが多い。
- ・児童虐待の増加とともに、委託される子どもの中には心に傷を持つ子どもがいるため、 様々な形で育てづらさがでることが多い。
- ・里親子に対する地域の理解が進まず、なかなかオープンにできないため近隣や地域の 協力が得られにくく孤立しがちである。
- ・1人の子どもとマッチングするためには、数倍の里親が必要。
- ・子どもの生活環境の変化を最小限に抑えるためには、最低、学区に1人の里親が必要。

5. 今後の対応

- I.普及啓発
- ・地域へ入り込んだ啓発活動
- ・子育て関係団体との連携
- 各種メディアを介したPR活動の継続

Ⅱ.里親養育技術の向上

- ・親業スキルアップ研修の充実強化
- 施設ボランティアから里親トレーニングへの昇格
- ・里親サロンでのミニ研修会の開催検討

Ⅲ.職員の資質向上

・職員の資質向上に向け、積極的に外部研修への派遣

Ⅳ.養育経験のない里親への対応

- ・乳児院との意見交換会で、養育経験のない里親に配慮した研修会の実施
- ・養育経験のない里親向けサロンの開催

V.養育困難ケースへの対応

- ・早期発見と早期対応
- ・全ケースのリスク別見直し(困難度に応じて対応)

- ・相談支援の充実、体制の強化
- ・専門職、専門機関との連携

VI.改正児童福祉法で求められている一貫した里親支援への対応

- ・自立支援計画の作成
- 養子縁組里親支援

【主な質疑応答】

Q.親子が笑顔になるしつけの方法(コモンセンスペアレンティング)を用いているとのことだが、どのような成果が期待できるのか。

A.特に、虐待を受けた子どもや発達障害の子どもたちのいる家族に対し、これまで対処できなかったことができるようになったり、家族の絆が強まったり、家族全体が癒されたりと、目で見てわかるような大変有効な結果が出ている。

Q.里親支援制度と養子縁組制度を同じと考えている人も多いのでは。

A.確かに、制度の違いが解らないでいる人も多いことから、丁寧に制度の違いを説明し、 理解してもらえるよう努めていく。

Q.里親にはなれないが、応援はしたいと考えている人への対応は。

A. 寄付金や応援団・ボランティアとして、活動への協力を依頼している。

Q.一時保護施設の状況は。

A.定員 20人(男8人、女8人、幼児4人)となっている。

最近は難しい状態にある子どもが多く、相部屋にできないケースが重なると、部屋数が 足りなくなる時もある。施設には、常時 10 人程度入所している。



以上が視察の概要であり、報告といたします。